

令和 5 年度栃木支部事業計画について

令和 5 年度 事業計画（栃木支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる 2025 年問題をはじめとした現役世代の減少への課題に加え、今後の経済情勢が協会財政へ与える影響等について、支部評議会に必要な情報を提供し丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主の理解をより深めていただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報を発信する。 ・各審議会等の協議の場において、協会財政の安定化に資する意見を積極的に発信する。特に、令和 5 年度は、第 4 期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化に取り組み、お客様満足度の向上を図る。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0%以上とする

【具体的取組】

- ①業務マニュアルに則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。
- ②加入者・事業主からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。
- ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや手順書）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。
- ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、広報を行うとともに加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。
- ⑤引き続き、電話対応に関する研修の実施や、毎月実施するミーティングを活用し制度改正等の共有を図り、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、職員のスキルの底上げと応対力の向上を図る。

3. 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットの広報並びに地域の医療機関に申請書を配置する等により利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

	<p>【具体的取組】</p> <p>①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を行う。</p> <p>②医療機関の担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。</p> <p>③オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度の広報を行っていく。</p> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し厳正に対応する。 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①業務マニュアルに則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</p> <p>②資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。</p> <p>③不正請求の疑いのある申請に対しては、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PTを効果的に活用し、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を積極的に行う。</p>
--	---

	<p>④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、業務マニュアルに則り抽出後 3 カ月以内に併給調整処理を確実に行う。</p> <p>⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、業務マニュアルに則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>⑦柔道整復施術療養費における加入者への文書照会については、多部位施術（3 部位以上）または頻回傾向施術（1 カ月あたり 10 回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。</p> <p>⑧柔道整復施術療養費について、12 ヶ月間に 10 ヶ月以上の支給記録があり、初検日が複数回動いている加入者に対し照会を行う。</p> <p>⑨あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等、審査手順の標準化を図っていく。</p> <p>⑩加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化 P T を効果的に活用し、厚生局への情報提供を積極的に行う。また、情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>⑪加入者に対し、柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費についての適正な受診に関する広報を行う。</p> <p>5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 <p>【困難度：高】</p>
--	---

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.7%（2021 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

【具体的取組】

- ①内容点検については、PDCA サイクルにより査定額向上を図り、特に、高点数レセプトの点検に注力して、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率及び協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする。
- ②レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検を実施するため、外部講師による研修、他支部との勉強会等を実施して、点検員のスキルアップを図る。

6. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出（※ 1）が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス（※ 2）の拡充により、保険者間調整（※ 3）が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及

	<p>び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※1) 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>(※3) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①広報媒体や研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行うとともに、日本年金機構、社会保険労務士会等へ保険証早期回収の依頼を行う。</p> <p>②未返納の多い事業所データを活用し、資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対して、保険証回収及び早期返納に係る注意喚起を文書等にて行う。</p> <p>③文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する。</p> <p>④資格喪失後による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。</p> <p>7. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0%以上とする</p>
--	--

【具体的取組】

- ①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ②未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ③未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ④高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。

8. オンライン資格確認の円滑な実施

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用推進に向けて広報を実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

9. 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。
- ・新業務システム（令和5年1月に導入）の着実な定着を図る。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意

識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

【具体的取組】

- ①業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹する。
- ②統一的な事務処理を遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行い、現金給付等の業務処理手順の更なる標準化・効率化・簡素化を徹底する。
- ③職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画に基づき、業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。
- ④経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする）～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～</p> <p>(1) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を71.7%以上とする <ul style="list-style-type: none"> ②事業者健診データ取得率を8.6%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を33.2%以上とする ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：219,539人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 71.7%（実施見込者数：157,419人） ・事業者健診データ 取得率 8.6%（取得見込者数：18,780人） ■ 被扶養者（実施対象者数：57,362人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 33.2%（実施見込者数：19,016人） <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病予防健診 <ul style="list-style-type: none"> ①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、定期健康診断からの切り替えを促すよう健診機関からの受診勧奨を実施する。 ②生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。 ③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、小規模事業所の加入者個人を対象に受診勧奨を行う。 ④新規適用事業所へ健診案内送付後、制度説明及び受診確認の電話勧奨を実施し、生活習慣病予防健診受診の定着を促す。 ⑤さらなる保健事業の充実による自己負担額の軽減について、各種広報媒体や経済団体等を通じた周知広報を積極的
----------------------	---

	<p>に行い、受診者数の拡大を図る。</p> <p>◆事業者健診データ取得</p> <p>⑥同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、外部委託事業者を活用した労働局等との連名による文書並びに電話による取得勧奨を継続して行う。</p> <p>⑦健診結果作成についての契約を締結していない健診機関・医療機関へ契約締結の働きかけを行い、データ取得に結び付ける。また、検査・問診の必須項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、全項目実施を事業所へ案内するよう働きかける。</p> <p>⑧健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業界団体に対しては、事業主・健診機関・保険者（3者間）による新たな提供・運用スキームを用いる等、事業者健診結果データの提供等について積極的に働きかける。</p> <p>◆被扶養者の特定健診</p> <p>⑨身近な受診機会である市町の集団健診を最大限に利用していただくよう、市町毎の健診日程を受診券に同封して周知する。</p> <p>⑩地方自治体と連携し、市町のがん検診と合わせた集団健診等を実施するとともに、対象地域の拡大を図る。</p> <p>⑪支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に受診率の低い地域に対して、周辺地区における集団健診の回数を増やし、ナッジ理論を用いた案内文書送付により受診者アップを図る。</p> <p>⑫県外在住の被扶養者に対して、近隣支部と連携した健診案内を実施し、受診者数の拡大を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>（2）特定保健指導の実施率及び質の向上</p>
--	---

	<p>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 34.5%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 18.9%以上とする</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：36,121人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 34.5%（実施見込者数：12,457人） （内訳）協会保健師実施分 11.5%（実施見込者数：4,152人） アウトソース分 23.0%（実施見込者数：8,305人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,788人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 18.9%（実施見込者数：338人） （内訳）協会保健師実施分 7.3%（実施見込者数：130人） アウトソース分 11.6%（実施見込者数：208人） <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①健診実施機関による特定保健指導をより一層推進するため、毎月の進捗管理の徹底とともに、四半期ごとに目標件数と実施状況を確認し、乖離の大きい場合は訪問等でヒアリング、助言等を行う。 ②外部委託機関との連携強化のため、委託機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。 ③健康宣言を行っている事業所には、健康経営の取組の一環として保健指導の実施が定着するよう、事業所に訪問のうえ、事業主・経営層に働きかけを行う。 ④被扶養者の保健指導については、支部主催の集団健診の機会を最大限に活用して実施する。また、支部健康相談室に加え、各地域での来所相談の場を設ける等、対象者が利用しやすい環境を整える。 ⑤保健指導対象者の更なる利便性の向上を図るため、ICT技術を活用する。 ⑥保健指導を担う人材育成については、対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨等、各々に必要な知識・スキルを身に着けるため、支部所属保健師・管理栄養士の研修内容の充実を図り、個人の実績に基づいた育成を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)</p>
--	--

	<p>が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本部からの一次勧奨通知発送後に、外部委託事業者を活用した医師会との連名による文書並びに電話による受診勧奨を実施する。また、他支部加入者に対する電話勧奨は、支部保健指導担当者が実施することにより受診者数の拡大を図る。 ②電話受診勧奨については事業所を通しての架電であるため、支部保健指導担当者が事業所訪問する際に、事業主等に対し健診結果に基づく受診の必要性等の説明を行い、要治療者への受診勧奨について理解・協力を得る。 ③特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しては、初回面談や継続支援時に受診勧奨を実施する。 ④二次勧奨域の該当者には、健診機関からの健診結果送付時に受診勧奨文書を同封することで、より早期の受診を促す。 ⑤糖尿病重症化予防については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、保健指導を実施する。また、郡市医師会や栃木県保険者協議会と連携して効果的な事業を進める。 ⑥糖尿病重症化予防について、保健師・管理栄養士の育成・指導力の向上を図る。 <p>【重要度：高】 受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>
--	---

	<p>(4) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業所における健康づくりの取組の質の向上を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化を踏まえた宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。 ・健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシー向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの展開を図る。 ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,330 事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結している生命保険会社・損害保険会社や経済団体と連携し、健康宣言事業所数を拡大させる。 ・新規適用事業所に対して、健康経営に関する情報を提供し、健康宣言への働きかけを行う。 ・健康経営への取組の評価及び健康経営に取り組む必要性を事業主に理解していただくため、事業所カルテ等を提供する。 ・健康宣言の標準化に基づき令和 3 年度に見直した宣言項目について、見直し前に宣言をした事業所に対して、切替を図る。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・新規宣言事業所に対して、健康経営に積極的に取り組む事業所の取組事例集を提供し、事業所における取組の質の向上を図る。 ・講師派遣、オンライン、VOD、DVDを活用した身体活動増進やメンタルヘルスケアのための健康セミナーを提供する。 ・関係団体と連携し、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。 <p>②とちぎ健康経営事業所認定制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、従業員等の健康管理や健康増進に積極的に取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定する。 <p>③健康宣言による取組の効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における健康経営の取組を振り返るアンケート及び健診結果による健康リスク等を集計し効果を検証する。 <p>④メンタルヘルス予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健総合支援センター等と連携し、事業所のメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>⑤学齢期からの健康教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療制度の理解の促進やヘルスリテラシーの向上のため、栃木県内小学校の高学年を対象に、生活習慣病や医療費適正化に関する動画や冊子を制作して提供する。 <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。 ・加入者や事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信するため、全支部共通広報資材を活用しつつ、分かりやすくタイムリーな広報を行う。 ・生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等に関する「さらなる保健事業の拡充」について、様々な広報機会を活用し、積極的な広報を行う。 ・健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシー向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの展開を図る。(再掲) ・過去の広報の実施結果等を踏まえ、広報手法の見直しや広報資材の改善、拡充を検討する。
--	---

	<p>・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</p> <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 72.0%以上とする</p> <p>【具体的取組】</p> <p>①定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用した広報を実施することで、協会の事業や医療費適正化、健康づくりの理解を促進する。</p> <p>②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。</p> <p>③令和4年度に実施したインセンティブ広報実施結果を踏まえ、広報手法等を検討し、インセンティブ広報を実施する。また、次年度の広報に向けて加入者の制度の理解度を把握する。</p> <p>④YouTube 広告を活用し、「上手な医療のかかり方」について、幅広い層へ周知し、加入者の医療費適正化における理解促進を図る。</p> <p>⑤商工会議所等の関係団体との連携を図り、機関誌への記事掲載など、効果的な広報を行う。</p> <p>⑥医療制度の理解の促進やヘルスリテラシーの向上のため、栃木県内小学校の高学年を対象に、生活習慣病や医療費適正化に関する動画や冊子を制作して提供する。（再掲）</p> <p>⑦新生児がいる世帯に対し、ジェネリック医薬品や適正受診等の医療費適正化に関する情報提供を行うことで親世代の理解促進を図る。</p> <p>⑧新規適用事業所等に対して、健康保険委員の委嘱勧奨及びメールマガジンの登録勧奨を実施する。</p> <p>⑨健康保険委員向け研修会を実施するとともに、本部で作成した健康保険給付制度や申請書の書き方、保健事業等について掲載した「総合パンフレット」等を提供することで、健康保険委員活動の活性化を図る。</p> <p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p><課題分析></p> <p>・本部作成の「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて使用促進に取り組む。</p>
--	--

	<p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等の情報提供ツールを活用し、医療機関・薬局に対する働きかけを継続する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、使用割合が低い若年層への重点的な広報等を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※）医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、また、栃木県、薬剤師会、医療機関及び保険薬局等の関係団体から情報収集を行い、支部の課題を把握する。 ②ジェネリック情報提供ツール等を活用し、医療機関及び保険薬局に対して、地域の特性等を踏まえた上で使用促進を図る。 ③新生児がいる世帯に対し、ジェネリック医薬品や適正受診等の医療費適正化に関する情報提供を行うことで親世代の理解を促進する。（再掲） ④栃木県や薬剤師会等の関係団体と連携し、地域における積極的な啓発活動を実施する。
--	--

	<p>⑤ジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等の配布、定例広報等により加入者の理解を促進する。</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・加入者及び事業主に対し、令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none">①評価指標に対する実績が低い事業所に対し、訪問等による制度周知を行い、加入者や事業主の理解を促進することで、行動変容を促す。②令和4年度に実施したインセンティブ広報実施結果を踏まえ、広報手法等を検討し、インセンティブ広報を実施する。 (再掲) <p>5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用し効果的な意見を発信する。・地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控える等の「上手な医療のかかり方」について、加入者や事業主に対して働きかけを実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>【具体的取組】</p> <ol style="list-style-type: none">①協会が保有するレセプトデータ等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
--	---

	<p>②定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「上手な医療のかかり方」について、周知、広報を実施する。</p> <p>③マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。（再掲）</p> <p>④YouTube 広告を活用し、「上手な医療のかかり方」について、幅広い層へ周知し、加入者の医療費適正化における理解を促進する。（再掲）</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が作成した医療費や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためのデータ分析を行うとともに、分析結果の情報発信を行う。 ・医療費適正化等に向けた事業の実施につなげるため、栃木県や他保険者等と連携するとともに、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>【具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部が作成した医療費や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用・分析し、栃木支部の現状評価を行い、課題を抽出・整理の上、栃木支部として、特に取り組む重点施策を検討する。 ②事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。 ③栃木県民の健康意識向上を目的に栃木県や栃木県保険者協議会等と連携のうえ、医療費や健診結果等の分析を実施し、事業主及び加入者へ発信する。 ④外部有識者（国際医療福祉大学）との共同研究により、医療費や健診結果等の高度な分析を実施する。
--	--

<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度を適正に運用するため、人事評価要領を職員に再周知し、組織目標を達成するための「個人目標の設定」や職員の役職に応じた「役割定義」等、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織基盤の底上げのため、職員の能力やスキルを的確に把握し、階層や経験、職場状況に応じたOJTによる人材育成を行う。また、外部講座等の集合研修を効果的に組み合わせる。 ・ 通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ・ 職員のデータ分析能力向上のため、統計分析に関する基礎的な知識の習得やパソコンスキルの向上を目的とした研修に積極的に参加する。 <p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制基本方針に則り、効率的な業務運営及び事故等が発生しない仕組みの構築に取り組む。 <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスクに対する意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・ 個人情報保護について、情報セキュリティ教育や情報セキュリティ対策の自己点検を確実に実施し、職員の保有個人情報の取り扱いに関する理解の深化、意識の高揚を図る。 ・ 事件又は事故発生時における危機管理、災害に備えたリスク管理について、危機管理マニュアルに沿った対応、報告を
---------------------	--

	<p>徹底する。</p> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重点目標、活動内容等、活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的を開催する。・ コンプライアンス事案が発生した場合には委員会を速やかに開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。・ 法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。・ 職員が安心して相談できるよう、ハラスメントに関する相談体制について、周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。 <p>3. その他の取組</p> <p>(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。・ 消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>
--	---